

精密工学会 メカノフォトニクス専門委員会 吉澤賞規程

第1章 総則

(創設趣旨)

第1条 吉澤徹先生のこれまでの若手研究者育成ならびに三次元計測分野の国内外における産業の向上発展に対する多大なる貢献並びに活動を精密工学会（以下「本会」という）メカノフォトニクス専門委員会（以下「本専門委員会」という）として継承するため、精密工学会メカノフォトニクス専門委員会吉澤賞（以下「本賞」という）を設ける。

(目的)

第2条 本賞は「光応用技術・計測」分野で、優れた内容の講演論文を発表した若手研究者、講演論文の内容を海外の **Journal** に取りまとめ情報発信した研究者、および、本専門委員会に関連する活動として研究・技術開発・教育に関する目覚ましい成果・活動を挙げ、国内外の産業界や社会の発展に貢献した研究者に対し、その努力と精進に報いるとともに、旺盛な研究意欲を高揚させることを目的として贈賞する。

(表彰の種類)

第3条 本賞は、次の3種類とする。

- 1) 吉澤奨励賞：主として若手研究者を対象として、当該年度を含め5年以内に開催された、本専門委員会が主催するオーガナイズドセッション等の講演会において、優れた内容の講演論文を発表し、今後、「光応用技術・計測」分野を牽引することが期待できる研究者を表彰する。
- 2) 吉澤論文賞：当該年度を含めて10年以内に開催された、本専門委員会が主催するオーガナイズドセッション等の講演会において発表された講演論文の内容を、海外の **Journal** 等に発信した研究者を表彰する。
- 3) 吉澤業績賞：本専門委員会に関連する活動として研究・技術開発・教育に関する目覚ましい成果・活動を挙げ、産業界および社会の発展に貢献した研究者を表彰する。

(賞の重複)

第4条 本賞は、同一年度において、本会のその他の賞と重複した場合でも贈賞を行うこととする。

(対象となる業績)

第5条 吉澤奨励賞と吉澤論文賞の審査対象は、原則として、当該年度の9月30日までに行われた講演、および、発表された論文とする。また、本専門委員会が主催するオーガナイズドセッションのキーノートスピーチ、光応用技術シンポジウム(**Senspec**)、三次元工学シンポジウム、そして、**International Symposium on Optomechatronic Technology(ISOT)**での講演等も対象とする。

2 吉澤業績賞の審査対象は、原則として、当該年度の9月30日までに行われた研究・技

術開発・教育に関する活動の成果をもってする。

(受賞者の資格)

第6条 受賞者の資格は、次のように定める。

- 1) 吉澤奨励賞の場合、原則として30歳までの若手研究者(学生・社会人を問わない)であること。
- 2) 吉澤論文賞と吉澤業績賞の場合、原則として30歳～60歳までの研究者であること。
- 3) 吉澤論文賞で海外の Journal 等に情報発信した場合には、論文が掲載された Journal に制限はないが、筆頭著者であること。

(表彰件数)

第7条 当該年度の表彰件数は、原則として吉澤奨励賞1件、吉澤論文賞1件、吉澤業績賞1件とする。

2 該当者がいないときは、その年度には贈賞しない。

(表彰候補者の推薦)

第8条 本賞の候補者は、自薦および他薦された者とする。

- 2 第1項の他薦の場合は、本専門委員会委員からの推薦に限るものとする。
- 3 推薦方法は「メカノフォトニクス専門委員会吉澤賞細則」に定める。

(表彰の英文名称)

第9条 表彰の英文名称は、次のように定める。

- 吉澤奨励賞：Yoshizawa Young Researcher Award
- 吉澤論文賞：Yoshizawa Best Paper Award
- 吉澤業績賞：Yoshizawa Achievement Award

第2章 表彰委員会

(構成員)

第10条 本賞を審査する表彰委員会を設ける。表彰委員会の幹事1名、委員5名は、本専門委員会の委員長の指名により専門委員会委員より選出する。

(任期)

第11条 幹事、委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

(審査手続)

第12条 審査手続は「メカノフォトニクス専門委員会吉澤賞細則」に定める。

(審査結果の報告)

第13条 表彰幹事は本会学術講演会春季大会会期中に行う専門委員会定例総会にて審査結果を報告する。

第3章 表彰

(贈賞の時期と場所)

第 14 条 贈賞は、原則として次年度の本会学術講演会春季大会「光応用技術・計測」のセッション内で行う。

(表彰の方法)

第 15 条 表彰の方法は「メカノフォトニクス専門委員会吉澤賞細則」に定める。

(記念講演)

第 16 条 原則として、本賞の受賞者は表彰式が行われたセッション内で記念講演を行う。

第 4 章 雑則

(設置期間と改廃)

第 17 条 本賞の設置期間は 10 年とし、存廃については総会の議決を経て行う。

2 第 12 条による審査手続の変更は総会の議決を経て行う。

第 5 章 附則

(施行期日)

第 19 条 この規定は、2018 年 3 月 16 日から施行する。

以上

メカノフोटニクス専門委員会吉澤賞細則

(推薦方法)

- 1.推薦を行う会員は、所定の形式に従う文書または電子媒体により当該年度 10 月 31 日までに表彰委員会に申し出る。
- 2.自薦の場合は、推薦者の項目は「自薦のため省略」と記載すること。

(審査手続)

- 3.表彰幹事は自薦・他薦を含む全候補者リストを作成して表彰委員に配布する。
- 4.表彰委員は持ち点を各賞毎に 10 点とし、各賞上位 3 位までに持ち点を配分する。ただし、最高得点を 5 点として採点する。
- 5.表彰幹事は、採点結果のリストを作成し、11 月末までに表彰委員全員でメール審議を行って審査結果を取りまとめる。
- 6.表彰幹事は、審査結果を当該年度 12 月に開催される本専門委員会定例会議で報告し、承認を求める。異議が出た場合には、再度表彰委員全員でメール審議を行って再審査の結果を取りまとめ、本専門委員会委員によるメール審議による議決を経て審査結果を確定する。さらに、規程に従い翌年度 3 月に開催される専門委員会総会において改めて確定された審査結果を報告する。

(表彰の方法)

- 7.表彰は、賞状、賞牌、および、賞金を贈呈することによりこれを行う。

以上

メカノフォトンクス専門委員会吉澤奨励賞 申請書・推薦書

1. 推薦者

氏 名 :

所 属 :

役 職 :

会員資格 :

推薦理由 : (200~400 字程度でご記入ください.)

(推薦者が複数の場合は, 人数分をコピーしてご記入ください.)

(自薦の場合は「自薦のため省略」とご記入ください.)

連絡先(メールアドレス, 電話番号 等):

2. 候補者

氏 名 :

所 属 :

役 職 : (学生の場合は学年をご記入ください.)

会員資格 :

生年月日 :

3. 対象となる業績

オーガナイズドセッション「光応用技術・計測」等での講演題目:

講演時期情報 : (年度, 春・秋, 講演番号等)

講演内容 (概要) : (200~400 字程度でご記入ください.)

講演後の活動 : (200~400 字程度でご記入ください.)

4. 候補者の連絡先

氏名 :

住所 :

TEL :

FAX :

E-Mail :

以上

メカノフォトニクス専門委員会吉澤論文賞 申請書・推薦書

1. 推薦者

氏 名 :

所 属 :

役 職 :

会員資格 :

推薦理由 : (200~400 字程度でご記入ください.)

(自薦の場合は「自薦のため省略」とご記入ください.)

連絡先(メールアドレス, 電話番号等):

2. 候補者

氏 名 :

所 属 :

役 職 :

会員資格 :

生年月日 :

3. 対象となる業績

(ア)オーガナイズドセッション「光応用技術・計測」等での講演についての事項

講演題目:

講演時期情報 : (年度, 春・秋, 講演番号等)

講演内容 (概要) : (200~400 字程度でご記入ください.)

(イ)海外の Journal への情報発信についての事項

業 績 名 : (論文の表題をご記入ください.)

掲 載 誌 : (掲載誌名, 号, 巻, 年, ページ)

業績内容 (概要) : (200~400 字程度でご記入ください.)

4. 候補者の連絡先

氏名 :

住所 :

TEL :

FAX :

E-Mail :

以上

メカノフォトニクス専門委員会吉澤業績賞 申請書・推薦書

1. 推薦者

氏 名 :

所 属 :

役 職 :

会員資格 :

推薦理由 : (200～400 字程度でご記入ください.)

(自薦の場合は「自薦のため省略」とご記入ください.)

連絡先(メールアドレス, 電話番号等):

2. 候補者

氏 名 :

所 属 :

役 職 :

会員資格 :

生年月日 :

3. 対象となる業績

本専門委員会に関連する活動としての研究・技術開発・教育に関する目覚ましい成果・活動を基にした産業界および社会の発展への貢献内容 (概要) : (200～400 字程度でご記入ください.)

4. 候補者の連絡先

氏名 :

住所 :

TEL :

FAX :

E-Mail :

以上